

四たいのれいじやう、冥道をおどろかし此に請じ奉  
る、ハア畏れありや此時に、このくかたの諸精靈代  
代の佛てうし、弓と矢のつがひの親、一郎どのより  
三郎どの、ばんもかはれ水もかはれ、變らぬものは  
五尺の弓一打てば、寺々の佛壇にひゞくのうじゆ、ヤ  
アレ、ハアなつかしやく、よく水をむけて下さつた、  
わしが弓取のまくらぞい殿も出やろうけれど云々、

五日光採勝記金

日光探勝記

東晉書

平塙 年四月十三日、瀬の川 四年十月、平家物語、鳩谷 仁治  
四年三月十二日、堯惠 紀行文明元年十一月、岩槻、鎌倉大草紙長祿元  
六月卅日 己未、栗橋、利根川、中田、古河、栗橋、利根川、中田、古河、  
八月、宗長紀行 古河城、鎌倉大草紙至徳三年五月七日、同十二日、野  
永正六年八月、古河城、嘉慶元年五月十三日、長祿元年十月、野  
木、閏二月廿三日、小山、東鑑建長二年十二月廿八日、鎌  
年八月、大田庄鷲宮、東鑑建久四年十一月、板橋、源平盛衰記罷卷  
城、鎌倉大草紙康正二年正月十九日、石神井城、練馬城、鎌倉大草紙  
紙長祿元年六月廿三日、浦和、伊香保 紀行、大宮、三代實錄貞觀十一  
行田、東鑑成田五郎、鎌倉大草紙文明十年三月十日、回國雜記文明十八年  
又十四に須賀、河原、利根川、新勅撰神祇、萬葉十四、六帖、夫木に  
歌あり、源平盛衰記治承四年宇治

合戰、鎌倉大草紙、川股、青柳、回國雜記文明十大佐貫、東鑑文治五年館  
大草紙、三年、松陰私話、伊奈良沼、萬葉十四、小新田山、佐野、  
林、鎌倉大草紙應永廿、七年三月二日、大佐貫、七月十七日、館  
回國雜記、都のつ、天命、鎌倉大草紙、東鑑正嘉二年  
と永正六年八月、天命、享保四年、朽木、七月十日丁巳、室八島、  
略、足利、東鑑治承五年閏二月廿三日、鎌倉  
レ之、足利、大草紙應永六年十一月廿一日、足利學校、鎌倉大草  
紀行永正、鹿沼、宗長紀行  
六年八月、鹿沼、永正六年、安蘇川、新千載旅、鎌倉大草紙  
結城、結城戰場藥師寺、續日本紀神護景雲四  
物語、年八月元亨釋書、裝原、鎌倉大草紙  
日、宇都宮、東鑑文治五年七月廿五日、○宇都宮彌三郎、東  
鑑建久五五廿、元久二八七、又十六日に入り、粉川寺、  
回國雜記、慈心院、同上、標茅原、新古今釋教、新千載、  
文明十年、六帖名寄、新六、夫木、今市如來  
寺、性靈集、勝道歷山、日光山二荒神社、續日本後記承和三年十二  
月、水贊玄珠碑釋書、中禪寺、日光山三月  
月廿七日、東鑑建曆  
三年九月十九日、中禪寺、中禪寺私記、左京大夫敦光、日光山三月  
回國雜記文明十年九月、會緣起、二荒山千部會緣起、新和歌集、  
宗長紀行永正六年九月、黑髮山、續古今旅、萬葉七、新後  
回國雜記文明十年九月、拾冬、堀川百首、夫木、山菅橋、  
萬葉十一、懷中、慈眼大師傳、羅山  
山、藻鹽草、下野、三毳山、八雲、藻鹽下  
堀川百首、野といふ、那須野、名號碑あり、高  
四尺五寸、幅一尺  
九寸、歌略レ之、鹽屋、回國雜記、喜連川、同國雜

卷之三

THE JOURNAL OF CLIMATE

の別名とする事疑はし、雁來紅は葉の美はしきのみにて、らうたげといふ程の花にはあらず、さて按ふに、雁の来る花といふ前に闕文あるべし、さなければ文義通せず、江戸近在に一尺八寸村とかきてカマツカムラとよめり、鎌の柄は一尺八寸ある物なれば也、よりて思ふ、紫羅傘の和名を一八といふ、斯ればこの一八花をかまつかの花といふにやといへり、〔頭書、葉早紅、而兼ニ黃綠、爲三十様錦、雁來而紅而兼レ紫者、爲雁來紅、○藻驥草にも、さまづかの花を雁來紅の一名とす、異名分類も同じ、○紫羅金毬蟲に出づ、鳶尾の一名なり、又一八の名古本節用にみえたり、今近在の農家に茅ぶき屋根へうゑるもの也〕

因に云、九十九神といふ妖怪の畫卷あり、是も土佐家の百鬼夜行には猶及ばで、たらぬといふ心なる柳べし、これも亭の同じ時の談なりき、乙未(天保六年)  
六月九日來話、

先鋒一而其功勳過レ多ニ於次鋒之人一卽以ニ甲乙戊己丙丁庚辛一爲ニ歴名次第ニ之類、」又云、「陣列之法、一隊十楯、五楯列レ前、五楯列レ後、楯別死兵五人、卽以ニ前列廿五人一爲ニ先鋒、後列廿五人爲ニ次鋒、」〔頭書、一隊廿五人を五人づつに分ち、其五人を甲乙とし、次の五人を丙丁とする也、軍勢甲乙人は平人と軍勢と分つべき爲にや、さらば兵士に限れる也。〕令抄云、「たとへば、某國某郡軍團某隊  
先鋒甲乙某  
一一丙丁某

一一丙丁某

一一戊己某  
一一庚辛某

乙未<sup>(天保)</sup>六年七月四日栗原柳庵示、

五八チウジヤク門 大名の表門の内へ又門あるを

チウジヤク門と云、チウジヤクの文字かねてしれざりしに、或日乙未六月岡田宗立方にて、水戸奥祐筆大關幸之進に出逢、彼是ものがたらふ中に、かのチウジヤク門とはいかなる文字にかと問ひければ、中雀と書來る由、義をとへども辨へざる由也、其後乙未六月大久保長之介に、席上にてかの話したりしに、云へるは、諸侯は南面のものなれば、表門は朱雀に當れり、大内裡も南をば朱雀門といふ、されば表門の又うちに立つる故に中雀とはいふにやといへり、この說至當のやうに覺ゆる也、

五九萬療遂

蘭名「ランマナス  
ストック」

萬療遂と云器、予が家君つねに持ち給ひしが、その來由は、美濃の國の農家にて、藏の鍵にて肩をもみてより思ひつきたるを、心學者植松自謙といふ人傳

へてより、心學をまなぶ者のもてるもの多かり、其形「」此の如し、乙未<sup>(天保)</sup>六年夏館林藩井上三之助方へ用ありて度々行たりしに、右に圖する器あり、予に問けるは、こはわが造れるなれども、この本は蘭物にて、吾侯<sup>松平右近</sup>の用ひ給へる也、蘭名をしらまほしといへるによりて、幡崎鼎に尋ねたれば、右の名なる由を答へぬ、

六〇懸字の謎<sup>謎第</sup>

河東節吉原道中雙六に云「ひ」といふ字のなぞかけて、ことばしがらむからいとの、とくにとかれぬ下ごころ「云々」此なぞ本歌あり、了阿云、「群書類從家集の部にありと、或人見出しが、再び搜るに見當ず」といへり、〔頭書、近松作百日曾我一名團扇<sup>曾我といふ義太夫に、この懸字の謎ありといへり（柳亭話）〕</sup>

六一釋殘夢の傳

釋或號寶山不詳其嗣承、永祿中

遊化關東住常州福泉寺東叡山、少時逢夢聽禪要、後謂人曰、吾參而得長生之術矣、宇都宮興禪寺包笠之時、謁有問答、往返常陸州民、月之六齋、郡邑之市往々見之、其顏貌如<sup>レ</sup>及七十者、天正四年三月二十九日、至夜二更無病俄化、少頃蘇生、呼筆書偈曰、墮在無間五逆聞雷電、喝下<sup>レ</sup>瞎驢死眼豁開、喝一

時はとける也、<sup>ケザク</sup>蟲をつくる法は、ハンの木のわ、芽をつ中のむせるに隨て蟲<sup>トコリ</sup>と化すと云へり、その解けたるを流して置き、冷るに隨てかたまると云ふ<sup>未試</sup>。

六二開元錢の爪痕 開元錢の背に爪痕あるを、世に楊貴妃の爪の痕也といへど妄誕なり、されど唐山

右本朝高僧傳卷四十四、右十六常州福泉寺沙門殘夢傳、

六三開元錢の爪痕 開元錢の背に爪痕あるを、世に楊貴妃の爪の痕也といへど妄誕なり、されど唐山

にても古くいふと見えて、韻石齋筆談<sup>知不足齋叢書に入</sup>云、「開

元錢云々、背有<sup>ニ</sup>甲痕<sup>ニ</sup>相傳楊妃以<sup>ニ</sup>爪拂<sup>ニ</sup>蠟、摸<sup>ニ</sup>形如<sup>ニ</sup>

新月<sup>ニ</sup>云々、これら訛説より吾邦にも傳へたるならん、正しくは文德皇后の爪痕なり、泉志云、「唐武

徳初、鑄<sup>ニ</sup>開元通寶錢<sup>ニ</sup>初進、蠟様文德皇后指<sup>ニ</sup>一甲<sup>ニ</sup>故

錢上有<sup>ニ</sup>甲痕<sup>ニ</sup>焉」と見えたる也、

六四鮑貝を切る法<sup>井角をとかす法</sup> 鮑貝を柔にして刀物にて心のまゝに切るには、山査子を入れて貝をよくく煮、其上にて切る時は自由にきる、と云、

未<sup>レ</sup>試、乙未十月十露盤の柄に角を張るは、角を消解して流すと云へり、其法、角をゲデ<sup>ノ</sup>蟲を入れて煮る

喝、擲<sup>レ</sup>筆長往、壽一百三十有九、顏色軟潤、不<sup>ニ</sup>與<sup>レ</sup>常異、國中四衆香華奔贍、

右本朝高僧傳卷四十四、右十六常州福泉寺沙門殘夢傳、

六五翁草の歌の辨 野宮歌合判者は源順也けり、女房を數多かたせければ、男方より、

となんいひたりける、是は「花色如<sup>ニ</sup>蒸粟、俗呼爲<sup>ニ</sup>女郎花、聞<sup>レ</sup>名戲欲<sup>レ</sup>契<sup>ニ</sup>偕老、恐惡衰翁首似<sup>レ</sup>霜」と順がかけるによりてよめるにや、いとおもしろし、同難なれどもやさしく覺ゆかし、粟を蒸す事はいかにとや、「頭書、山谷詩に色如<sup>レ</sup>粟<sup>ニ</sup>あり」と聞かぬやうに覺ゆるに、魏文帝千種大理詞書云、「美玉白如<sup>ニ</sup>截肪、黑譬<sup>ニ</sup>純漆、赤擬<sup>ニ</sup>雞冠、黃侔<sup>ニ</sup>蒸粟」とあるを見るにこそ、さる事ありと覺えていみじけれ、十訓抄、悅目抄並同、按るに、魏文帝の書は文選にありて、今の唐本には蒸粟に作り、寔に粟の佳なるものは、蒸す時は色黃にしてつやゝかなり、吾邦古へ未だ印本なき頃の文選には、蒸粟と書ひがめしを傳へたるにや、已に右本文に引證する所、蒸粟とあれば、いよ／＼古本には粟に作れると見ゆ、憐女語言の説也、されば今の舶來の本に粟に作るを疑ふ

者もあらんなども、漢魏の文章四字句なるもの、多くは歎語なり、此文も純潔と蒸粟と韻を協へたるなれば、粟字なる事必せり、又男方の歌に、順が老態を翁草にとりなしよめる事も、只翁といふ詞のみにあらず、翁草漢名白頭公とあれば、首似霜といふ句にもます／＼叶ひて、古人の言一言半句と雖も必ず據あり、心を用ゆるの深き、なか／＼今世の浮薄と同日いふべからず、

**六六鳥帽子の假名**

鳥帽子の假名エボシに作り、字音假字用格には、鳥をエの假名とし、「鳥帽子の時、鳥の字の假字ゑを書べし、をの通音なればなり」とあり、

**六七靈雲院世代**

深川天王山靈雲院起立世代

寶曆八年

六月より普請に取

懸り、同十月出來、開山放光東明和尚

寶曆八寅年十一月十五日開山、入院

之式取行、寛政四年五月晦遷化、

二代心應空印和尚

寶曆十二年九月十二日入院、

明和三年九月七日遷化、

三代榮本東州和尚

寶曆九年六月七日遷化、

天明四年十一月九日入院、

開山再住、

二代再住安永四年八月廿四日入院、

開山再住、

四代通山禪達和尚安永八年二月八日入院、

總寧寺住  
五代實山探牛和尚安永八年十一月三日遷化、  
隱居  
六代百蓋龍吟和尚安永九年七月廿四日入院、  
寬政元酉年八月十八日還化、  
同上  
七代光山寬明和尚天明七年十月三日入院、  
隱居  
八代千鶴大年和尚寛政五年六月十八日入院、  
現住遷化  
九代性山義璞和尚文化三寅年四月廿七日入院、  
同上  
十代佛海天龍和尚文化三寅年八月十四日入院、  
隱居  
一代華陵玄菴和尚文化三寅年十一月九日遷化、  
同上  
二代瑞光東蘭和尚文化九申年七月十四日遷化、  
隱居  
三代雄峯大英和尚文化申年九月十四日入院、  
龍穩寺住  
四代緣山大因和尚文化十一戌年十一月廿四日入院、  
同上  
五代無庵雲居和尚文化十四丑年八月廿八日遷化、  
龍穩寺住  
六代恆山慧常和尚文政十四丑年八月廿八日遷化、  
同上  
七代孝覺慧忠和尚文政十四丑年八月廿六日遷化、  
龍穩寺住  
八代國益<sub>宮川東馬</sub>御國益の儀は、色々組立仕法有草案  
之候ども、端的國民救助御仕繰向、御手あて收納の外にて、御猶豫を附御取掛り第一の儀に付、差當る處左に記す、

鑄錢、當時今邊にて御吹立にて、一文錢、一箇年大數七十五萬貫文吹立候へば、一箇年の處にて金三萬兩位の御益、端的出來可レ申、委細は組立帳に御座候、

右錢吹立方年限七箇年、御願濟に相成候へば、御益廿一万兩七箇年の内にて出來仕勿論、其内年々雜用諸掛り一箇年一萬兩の内にて御取計に相成候へば、残り十五萬兩全く御取入に相成り、右に付御仕繰の元請にも御組立御座候はゞ、いかやうの儀も出來可レ申候、

右の通り鑄錢吹立方、萬事思召通り御取計にも相成り、彌文通り七箇年の内、諸入用の外全く御益分十萬兩も出來の見込に相成候はゞ、兼て御領内の分、利根川通りにて年々水腐水損にて、御火筒も付兼候御場所五萬石餘も被レ爲在候儀承り及居候、右の場所趣意之儀は、利根川水はき不适宜、銚子口中島出來、右之儀公邊にても前々より同所近邊鹿沼浦通りにて、切割等の御目論も被レ爲在候へ共、未だそれなりに相成居申候儀、此切わり人用五萬兩前後も御座候はゞ出來之趣、尤此切割出來候へば、公邊にて

天正年中  
神田與兵衛  
慶長年中  
土屋權右衛門  
元祿十五年閏八月より  
右年中  
山岡助兵衛  
元和三年三月より  
十三板倉四郎左衛門  
寛永十七年正月より  
一彦坂小刑部  
寛文元年四月より  
十三渡邊大隅守  
同十六年八月より  
八稻生下野守

二 青山 常睦助 同年	延寶元年正月より	元文三年二月より	五 馬場 譲岐守 延享三年七月より		
三 内藤修理亮 同八年より	同八年二月より	元祿三年十二月より	六 石河 土佐守 延享元年六月より		
四 松平隼人正 同八年八月より	甲斐庄飛驒守	元祿四年正月より	七 石河 土佐守 延享三年三月より		
五 堀式部少輔 同十二年六月より	八能勢出雲守	元祿四年七月より	八 能勢肥後守 寶曆三年四月より		
六 十九米津勘兵衛 同十八年より	九石谷左近將監	元祿五年二月より	九 依田 豊前守 明和六年八月より		
七 宽永八年より	十酒井因幡守	元祿五年七月より	十 能勢肥後守 寶曆三年五月より		
八 三朝倉石見守 同十六年七月より	十一松平伊豆守	元祿六年正月より	十一 山田 伊豆守 寶曆四年正月より		
九 北條安房守 同十六年十二月より	十二柳生主膳正	元祿六年七月より	十二 山村 信濃守 天明四年三月より		
十 嶋田出雲守 同十六年十二月より	十三林土佐守	元祿七年正月より	十三 山田 伊豆守 寶曆五年五月より		
十一 保田越前守 同十七年二月より	十四小田切土佐守	元祿七年七月より	十四 山村 信濃守 天明五年五月より		
十二 水野備前守 同十五年二月より	十五永田備前守	元祿八年正月より	十五 山田 伊豆守 寶曆六年五月より		
十三 古松野壹岐守 同四年九月より	十六初鹿野河内守	元祿八年四月廿六日より	十六 山村 信濃守 天明六年九月より		
十四 松波筑後守 同四年九月より	十七柳生主膳正	元祿九年七月より	十七 牧野 大隅守 池田筑後守		
十五 大岡越前守 同五年十二月より	十八永田備前守	元祿九年七月十日より	十八 岩瀬 伊勢守 同八年九月より		
十六 長門守 同五年十二月より	十九南条伊勢守	元祿九年七月廿日より	十九 荒尾 但馬守 同十年十一月より		
十七 島田出雲守 同元文八年八月より	二十大草能登守	元祿十年正月より	二十 鹿屋 越前守 文政十二年十一月廿四日より		
十八 保田越前守 同元文八年八月より	二十一遠山左衛門尉	元祿十年正月廿日より	二十一 岩瀬 伊勢守 文政三年四月廿日より		
十九 長門守 同元文八年八月より	二十二南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十二 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十 長門守 同元文八年八月より	二十三天保十一月廿日より	元祿十年正月廿日より	二十三 天保十一月廿日より		
二十一 長門守 同元文八年八月より	二十四遠山左衛門尉	元祿十年正月廿日より	二十四 遠山左衛門尉		
二十二 長門守 同元文八年八月より	二十五南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十五 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十三 長門守 同元文八年八月より	二十六南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十六 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十四 長門守 同元文八年八月より	二十七南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十七 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十五 長門守 同元文八年八月より	二十八南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十八 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十六 長門守 同元文八年八月より	二十九南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	二十九 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十七 長門守 同元文八年八月より	三十南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十八 長門守 同元文八年八月より	三十一南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十一 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
二十九 長門守 同元文八年八月より	三十二南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十二 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十 長門守 同元文八年八月より	三十三南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十三 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十一 長門守 同元文八年八月より	三十四南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十四 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十二 長門守 同元文八年八月より	三十五南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十五 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十三 長門守 同元文八年八月より	三十六南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十六 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十四 長門守 同元文八年八月より	三十七南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十七 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十五 長門守 同元文八年八月より	三十八南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十八 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十六 長門守 同元文八年八月より	三十九南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	三十九 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十七 長門守 同元文八年八月より	四十南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十八 長門守 同元文八年八月より	四十一南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十一 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
三十九 長門守 同元文八年八月より	四十二南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十二 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十 長門守 同元文八年八月より	四十三南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十三 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十一 長門守 同元文八年八月より	四十四南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十四 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十二 長門守 同元文八年八月より	四十五南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十五 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十三 長門守 同元文八年八月より	四十六南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十六 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十四 長門守 同元文八年八月より	四十七南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十七 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十五 長門守 同元文八年八月より	四十八南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十八 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十六 長門守 同元文八年八月より	四十九南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	四十九 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十七 長門守 同元文八年八月より	五十南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十八 長門守 同元文八年八月より	五十一南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十一 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
四十九 長門守 同元文八年八月より	五十二南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十二 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十 長門守 同元文八年八月より	五十三南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十三 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十一 長門守 同元文八年八月より	五十四南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十四 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十二 長門守 同元文八年八月より	五十五南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十五 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十三 長門守 同元文八年八月より	五十六南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十六 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十四 長門守 同元文八年八月より	五十七南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十七 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十五 長門守 同元文八年八月より	五十八南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十八 南筒井 伊賀守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十六 長門守 同元文八年八月より	五十九南筒井伊賀守	元祿十年正月廿日より	五十九 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十七 長門守 同元文八年八月より	六十南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十八 長門守 同元文八年八月より	六十一南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十一 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
五十九 長門守 同元文八年八月より	六十二南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十二 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十 長門守 同元文八年八月より	六十三南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十三 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十一 長門守 同元文八年八月より	六十四南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十四 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十二 長門守 同元文八年八月より	六十五南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十五 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十三 長門守 同元文八年八月より	六十六南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十六 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十四 長門守 同元文八年八月より	六十七南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十七 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十五 長門守 同元文八年八月より	六十八南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十八 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十六 長門守 同元文八年八月より	六十九南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	六十九 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十七 長門守 同元文八年八月より	七十南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十八 長門守 同元文八年八月より	七十一南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十一 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
六十九 長門守 同元文八年八月より	七十二南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十二 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十 長門守 同元文八年八月より	七十三南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十三 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十一 長門守 同元文八年八月より	七十四南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十四 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十二 長門守 同元文八年八月より	七十五南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十五 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十三 長門守 同元文八年八月より	七十六南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十六 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十四 長門守 同元文八年八月より	七十七南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十七 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十五 長門守 同元文八年八月より	七十八南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十八 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十六 長門守 同元文八年八月より	七十九南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	七十九 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十七 長門守 同元文八年八月より	八十南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十八 長門守 同元文八年八月より	八十一南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十一 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
七十九 長門守 同元文八年八月より	八十二南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十二 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十 長門守 同元文八年八月より	八十三南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十三 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十一 長門守 同元文八年八月より	八十四南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十四 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十二 長門守 同元文八年八月より	八十五南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十五 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十三 長門守 同元文八年八月より	八十六南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十六 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十四 長門守 同元文八年八月より	八十七南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十七 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十五 長門守 同元文八年八月より	八十八南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十八 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十六 長門守 同元文八年八月より	八十九南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	八十九 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十七 長門守 同元文八年八月より	九十南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	九十 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十八 長門守 同元文八年八月より	九十一南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	九十一 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
八十九 長門守 同元文八年八月より	九十二南筒井伊賂守	元祿十年正月廿日より	九十二 南筒井 伊賂守 今紀伊 天保十一月廿日より		
九〇 露露水銀の製法	銀露水	水銀十錢を硝石酸十二匁の中にて溶解し、アルコール焼酎の醸精二錢を加へ、此を湯煎になし、稠密なる濃氣を發するを度とし、湯より卸す、其冷る間に小	七〇 露露水銀の製法	銀露水	水銀十錢を硝石酸十二匁の中にて溶解し、アルコール焼酎の醸精二錢を加へ、此を湯煎になし、稠密なる濃氣を發するを度とし、湯より卸す、其冷る間に小
醉來意氣欲レ冲天	二十九	けり、「頭書、還魂紙料上廿三」須彌山汁の條に、「諸曲歌占に、北は黃に南は青く東西紅にそめいろの山、これは須彌山をよみたる歌にて候、此歌日本紀通證には泉式部とあれども、出所をしらす。」	醉來意氣欲レ冲天	二十九	けり、「頭書、還魂紙料上廿三」須彌山汁の條に、「諸曲歌占に、北は黃に南は青く東西紅にそめいろの山、これは須彌山をよみたる歌にて候、此歌日本紀通證には泉式部とあれども、出所をしらす。」
鰐	三十	蘇命路は須彌の一名称にて、殊の外はたらきたる歌なり、此頃應仁記を讀るに、京師のありさまをいふ條に、「毘沙門谷に梅坊百梅を盡して、木密にきり山を作りて、色々に谷嶺をこそ通しけれ、北は黃に南は青く東白西紅に染色の山とは此事にや在りけりと、云ぬ人こそ無りけれ」云々、上の七首、かれば此歌も、古くより人口に膾炙するとみえたり、須彌山、北は金山、琉璃峯、東は銀山なり、蘇迷魯之山は難して妙高山と譯す、須彌のことをなり、西は紅玻璃、南は吠	鰐	三十	蘇命路は須彌の一名称にて、殊

子辰申 達て吹く 午巳酉 寅午戌 一日 半時 卯未亥 一時  
子はながし丑は一日寅は半卯は一時といねてしるべし

丁酉天保八年春二月十三日輪池翁話、

七五文武の語

合レ之以レ文、齊レ之以レ武、孫子行軍篇、魏武

云、文仁也、

武法也、

文武濟美、宋文天祥眞蹟墨本

有ニ文事者、必有ニ武備、史記孔子世家、

文經武緯、清水正徳藏印

## 海錄終

伊藤千可良  
本居清造  
校

大正四年十一月二十日印刷  
大正四年十一月廿五日發行

(海錄)

非賣品

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
國書刊行會代表者

東京市神田區三崎町三丁目一番地  
早川純三郎

檜山定吉

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
友文社印刷所

東京市京橋區新榮町五丁目三番地  
國書刊行會

發行

所

印刷

者

發編

行輯

印刷

者兼

行輯

者兼

發編

行輯

印刷

者兼

B 164

其二十日發

終

